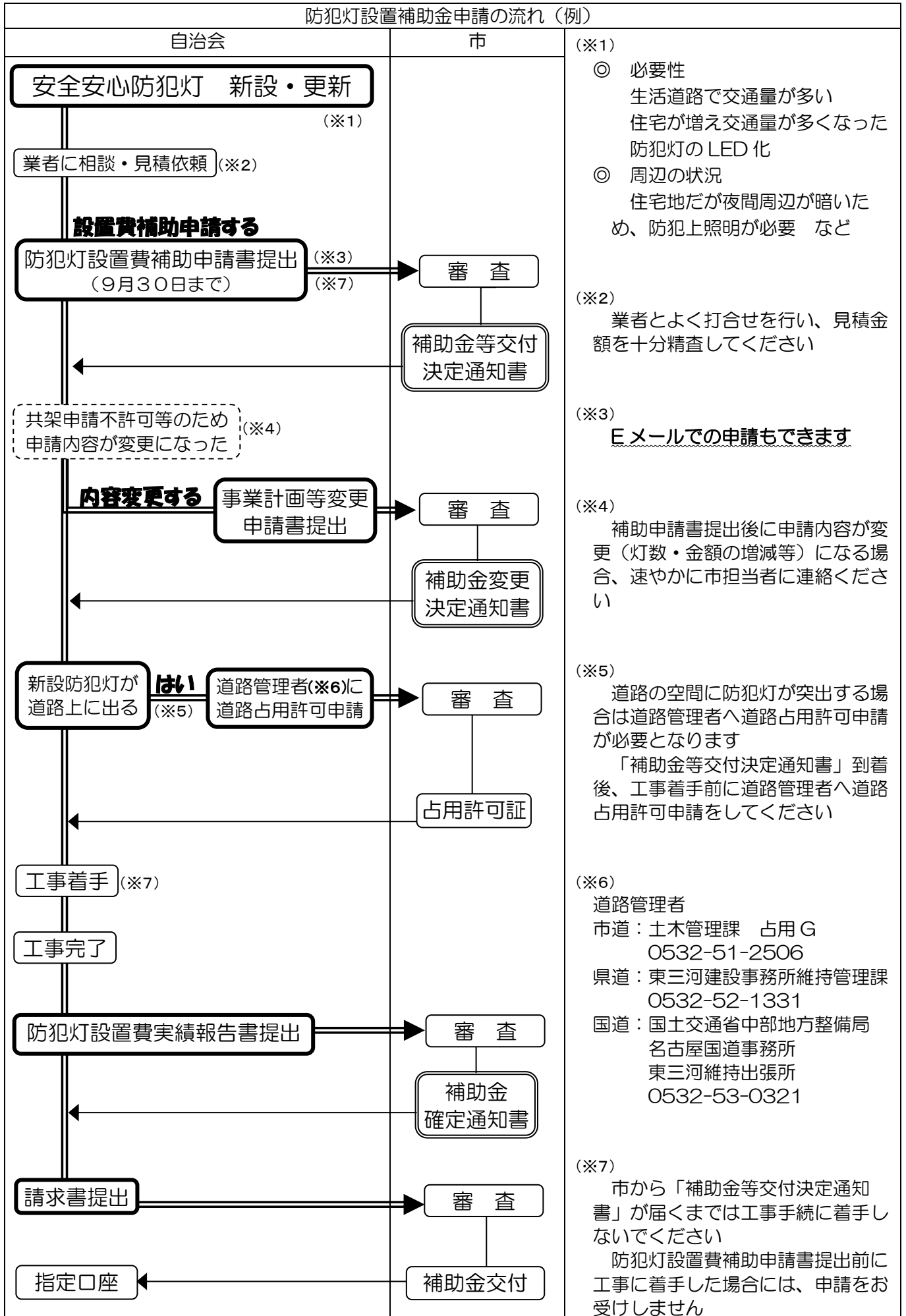


防犯灯設置補助金申請の流れ（例）



(※1)

- ◎ 必要性  
生活道路で交通量が多い  
住宅が増え交通量が多くなった  
防犯灯のLED化
- ◎ 周辺の状況  
住宅地だが夜間周辺が暗いため、防犯上照明が必要 など

(※2)

業者とよく打合せを行い、見積金額を十分精査してください

(※3)

Eメールでの申請もできます

(※4)

補助申請書提出後に申請内容が変更（灯数・金額の増減等）になる場合、速やかに市担当者に連絡ください

(※5)

道路の空間に防犯灯が突出する場合は道路管理者へ道路占用許可申請が必要となります  
「補助金等交付決定通知書」到着後、工事着手前に道路管理者へ道路占用許可申請をしてください

(※6)

道路管理者  
市道：土木管理課 占用G  
0532-51-2506  
県道：東三河建設事務所維持管理課  
0532-52-1331  
国道：国土交通省中部地方整備局  
名古屋国道事務所  
東三河維持出張所  
0532-53-0321

(※7)

市から「補助金等交付決定通知書」が届くまでは工事手続に着手しないでください  
防犯灯設置費補助申請書提出前に工事に着手した場合には、申請をお受けしません